附則第三条の二第一項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項ただし書中「若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限」及び「若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「いう。以下この条」を「いう。次項」に改め、同条第二項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第五条の三を次のように改める。

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例）

第五条の三　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十九の三、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三	又は第六十三条第一項	（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第六十三条第一項（平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額
第四十八条の十	第八条の六の規定	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の六第一項及び第二項並びに同条第三項から第六項までの規定
第四十八条の十一の二	第八条の十三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三
第四十八条の十一の十	第八条の十六の六	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六
第四十八条の十一の十三	第八条の十七	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十七
第四十八条の十一の十八	第八条の十九の三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三
第四十八条の十一の二十二第一項	第八条の二十第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項
第四十八条の十一の二十五	第八条の二十三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十三

附則第五条の四中「並びに同条第三項、第七項及び第九項」を「及び同条第四項」に改める。

附則第六条の二第四項中「附則第九条第十六項」を「附則第九条第十五項」に改め、「及び第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第六項中「附則第九条第十九項」を「附則第九条第十八項」に改め、同条第七項中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第十九項」に改め、同条第八項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十項」に改める。

附則第十八条の八中「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と、同条第二項第二号中」に、「「法」を「「法」に改める。

附則第三十六条第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年二月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十六条第一項の改正規定　公布の日

二　第五十六条の八十九の改正規定及び附則第十八条の八の改正規定並びに附則第六条の規定　令和三年一月一日

（更正の請求に関する経過措置）

第二条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第五条第四項又は第十三条第四項において準用する改正法附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「四年新法」という。）第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第二十条の九の三第六項の規定の適用については、同項中「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは、「控除対象還付対象欠損調整額若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三条第六項若しくは第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額」とする。

2　改正法附則第五条第五項又は第十三条第五項において準用する四年新法第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用がある場合における四年新法第二十条の九の三第六項の規定の適用については、同項中「控除対象還付対象欠損調整額」とあるのは、「控除対象還付対象欠損調整額若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第五十三条第六項若しくは第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額」とする。